

予防接種を受ける前の注意事項

【1】予診票は記入もれのないように、接種を受ける方が責任をもって記入してください。

(個人情報の保護) 予診票に記載された個人情報は、加茂医師会、実施医療機関、市町村が行うインフルエンザ予防接種事業に利用することを目的とし、厳重に管理します。当個人情報を利用者本人の同意なく明示した目的以外で利用することはありません。これ以外の場合においては、法令などにより開示を求められた場合を除き、原則として本人の許可なく第三者に個人情報を提供することはありません。

【2】下記の方は、予防接種を受けることが適当ではありません。

- ① 接種当日、明らかに発熱の市町村ある人。(一般的に体温が37.5℃以上の発熱)
- ② 重篤な急性疾患にかかっている人。
(注意) 急性の病気で薬を飲む必要のあるような人は、その後の病気の変化が分からなくなる可能性があるためその日は見合わせることを原則です。
- ③ インフルエンザワクチン接種で、アナフィラキシーショックまたは接種後2日以内に発熱のみられたもの及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を出たことがある人。
(説明) 『アナフィラキシーショック』とは、通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出る、吐気、嘔吐、声が出にくい、息がしにくい等の症状に続きショック状態になるような激しい全身反応です。
- ④ その他、医師が不適当な状態と判断した場合

【3】下記の方は、予防接種を受ける前に、主治医とよくご相談ください。

- ① 心臓血管系疾患、腎臓、肝臓、血液疾患等の基礎疾患をもっている人。
- ② 治療中・経過観察中の病気(慢性疾患等)がある人。
→主治医に「インフルエンザ予防接種」を受けることについての意見を必ず聞いておいてください。
- ③ 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患のある人。
- ④ 過去にけいれんの既往がある人。
- ⑤ インフルエンザ予防接種後、2日以内に発熱、全身性発疹等のアレルギーを思わせる症状があった人。
- ⑥ 重篤な鶏卵、鶏肉、その他鶏由来のアレルギーのある人。
→事前に医療機関又は保健福祉課へお問い合わせください。
- ⑦ 過去に免疫不全の診断がさている人及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる人。

【4】予防接種を受けるまでに期間をあけることが必要な人

- ① ウイルス性疾患に罹患した場合は、予防接種を受けるまでに間隔をあけることが必要な場合もあります。

予防接種を受けた後の注意事項

- ① 予防接種を受けた後24時間は副反応の出現に注意し、体調にご注意ください。特に接種直後30分以内は、急な副反応が起こることがあります。医師(医療機関)とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。
- ② 原則としてインフルエンザワクチン接種後1時間を経過すれば、入浴は差し支えありません。
- ③ 接種日は普段通りの生活をして構いませんが、激しい運動や大量の飲酒は接種後24時間避けましょう。
- ④ 高熱、けいれん等の症状が見られた場合は、速やかに医師の診察をお受けください。

◇ 予防接種の副反応 ◇

- ① 予防接種を受けた人のうち10~20%に接種した場所の発赤、腫れ、痛み、5~10%に発熱、頭痛、さむけ、体のだるさが見られますが、2、3日で消失します。また接種直後から数日中に、湿疹、じんましん、発赤、かゆみなどが数日みられることもあります。

(参考) インフルエンザワクチンは不活化ワクチンですので、ウイルス自体は化学的に処理され病原性はないので、その予防接種によってインフルエンザになることはありません。

- ② 重大な副反応として、まれにショック、アナフィラキシー(じんましん、呼吸困難、血管浮腫等)が生じることがあります。(ほとんどは接種後30分以内、まれに4時間以内) その他、ギラン・バレー症候群、脳症、急性散在性脳脊髄炎、けいれん、肝機能障害、脊髄炎、視神経炎、黄疸、喘息発作、急性汎発性発疹性のう胞症等が生じたという報告があります。参考までに、米国ではこれまでにギラン・バレー症候群を発症したことがある人は、予防接種をしないように指導されています。

- ③ 極めてまれですが、死亡の届け出もあります。日本では、昭和51年から平成6年までの、主に小児に対してインフルエンザ予防接種が行われていたときの統計では、インフルエンザ予防接種により引き起こされたことが完全には否定できないとして、救済対象と認定された死亡事故は約2,500万接種あたり1件でした。

※予防接種を受けた後、接種部位が痛みや熱をもってひどく腫れる、全身にじんましんが現れる、嘔吐(おうと)を繰り返す、顔色が悪い、低血圧になる、高熱が出るなどの症状が出た場合は、すぐに主治医または接種医師の診察を受けてください。

「健康被害救済制度」について

高齢者インフルエンザ予防接種によって健康被害が生じた場合、予防接種法に基づく「健康被害救済制度」の対象となります。ただし、市町村の許可なく契約外医療機関で接種を受けた場合は、この制度は利用できません。